平成２１年（フ）第４３１号
岡山県倉敷市玉島道口5138番地１市営住宅110号
債務者　恩知　　学
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
岡山県倉敷市玉島道口5138番地１市営住宅110号
債務者　恩知ふさよ
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘４丁目83番地49
債務者　佐藤　美保
１　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１２５号
山形市飯塚町133番地の１
債務者　武田　勝洋
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８９号
山形県上山市金生１丁目13―11―203号
債務者　村上　浩也
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４１号
山形市江俣１丁目１番20号　クレストール・ベル202号、住民票上の住所山形市大字千手堂568番地の４
債務者　石山　清美
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４６号
山形県寒河江市大字柴橋2492番地の２　グローリー・モア101
債務者　サロンド．Ｒｏｓｅこと　庄司千代恵
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４８号
山形県寒河江市本楯２丁目185番地の２
債務者　椎名　徳子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５６号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥23番地27
債務者　川端扶美子
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸928番地の５
債務者　三間　艶子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２０５号
群馬県館林市松沼町３番１号　松沼町第２住宅―506
債務者　古河　和彦
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４４号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目17番17号
債務者　島貫　文夫
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２６７号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目６番14号　ビューラ７―305号
債務者　古谷　信二
１　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６１０号
静岡県浜松市中区龍禅寺町699番地の１
債務者　布川　定義
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
静岡県浜松市中区龍禅寺町699番地の１
債務者　布川　妙子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
静岡県浜松市西区入野町4704番地の11　パレスプルメリア101号室、前住所静岡県浜松市中区西伊場町26番17号
債務者　藤井　和明
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
静岡県磐田市今之浦４丁目25―４―303号室、住民票上の住所静岡県磐田市東貝塚170番地２　コーポ鈴木102号室
債務者　水戸部文男
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係